

環 林 第 1 1 6 3 - 2 号
漁 港 第 2 3 2 - 2 号
農 保 第 4 1 5 - 2 号
監 第 2 1 7 5 - 2 号
令 和 6 年 2 月 2 9 日
(環境林務課・漁港漁場課・農地保全課・技術管理室扱い)

各 団 体 等 の 長 様

鹿 児 島 県 環 境 林 務 部 長
鹿 児 島 県 商 工 労 働 水 産 部 長
鹿 児 島 県 農 政 部 長
鹿 児 島 県 土 木 部 長

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価について」の運用に係る特例措置について（依頼）

令和6年3月1日以降執行伺い決裁分から適用する公共事業設計単価表において、公共工事設計労務単価は全職種平均で約6.0%、設計業務委託等技術者単価は約5.5%上昇したところです。

これに伴い、県公共四部（環境林務部、商工労働水産部、農政部、土木部）で発注する工事及び建設コンサルタント業務等において、労務単価の取扱いに関し別紙のとおり特例措置を講じることとしたので、関係者への周知をお願いします。

問合せ先

環境林務部環境林務課：技術管理係 電話 099-286-3340
商工労働水産部漁港漁場課：建設係 電話 099-286-3456
農政部農地保全課：技術管理係 電話 099-286-3242
土木部技術管理室：積算管理係 電話 099-286-3518

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の特例措置について

1 措置の概要

新労務単価及び新技術者単価の決定に伴い、2に定める工事及び建設コンサルタント業務等（以下、「対象工事等」という。）の受注者は、請負代金額（業務委託料）の変更の協議を請求することができることとする。

2 具体的な取扱い

令和6年3月1日以降に契約を締結する対象工事等のうち、令和5年3月から適用した公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価により予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額（業務委託料）に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額（業務委託料）} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価，新技術者単価及び当初契約時点の物価（契約時点の最新設計単価）により積算された変更設計額

k ：当初契約の落札率

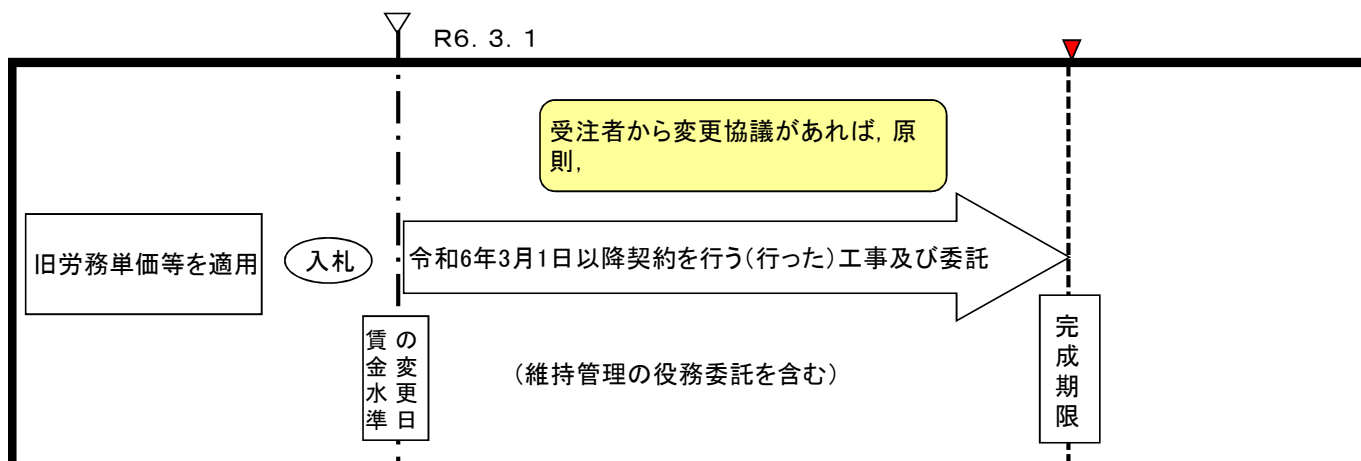
3 その他

落札者決定通知後、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約すること。

R6年3月公共工事設計労務単価等についての運用に係る特例措置について

特例措置(工事及び建設コンサルタント業務等)の適用図

・旧労務単価・旧技術者単価で積算し、契約を3月1日以降に行った場



Q&A

Q1: 維持管理の降灰対策, 草刈り, 県有災害業務等も特例措置の対象となりますか?

A1: 上記フローのとおり, 旧単価を用いて3月1日以降に契約した維持管理業務委託も対象となります。

Q2: 調査・設計・測量等の業務委託も対象となりますか?

A2: 今回, 技術者単価も併せて改定されたことから, 特例措置の対象となります。

Q3: 請負業者からの請求期限がありますか?

A3: 特段, 設けてはいませんが, 完成期限を考慮して適切な時期に変更契約を行ってください。

Q4: 今回の特例措置に伴う契約変更は, いつ行えば良いですか?

A4: 請負業者から特例措置の申し入れがあった場合, 契約時点の最新設計単価を用いて, 最終変更契約と同時に処理することができます。

Q5: 令和5年3月に実施した特例措置と, 今回の特例措置の違いは何ですか?

A5: 令和5年3月に実施した特例措置と違いはありません。
前回と同様に, 設計書(工事及び委託)に含まれる単価(機械, 労務, 材料)の全てを旧単価から契約時点の最新設計単価に更新することとしています。

R6年3月公共工事設計労務単価等についての運用に係る特例措置

請負代金の変更計算例

・①当初設計金額	45,600,000		
・②当初請負金額	41,040,000		
・③契約時点の最新設計単価で積算された設計金額			46,512,000
・④変更後の請負代金額 (③*(②/①))	46,512,000	$\times \frac{41,040,000}{45,600,000}$	\div 41,860,000 (千円止め)
・⑤変更増額 (④-②)	820,000		

請負代金の変更方法

・請負業者から、請求があった場合、上記の例を参考に、契約時点の最新設計単価により変更を行うこと。(変更の様式については、通常どおり)